

令和3年度 島根県原子力安全顧問会議（第3回避難対策小会議）

日 時 令和3年7月8日（木）

13：30～16：00

場 所 島根県庁 防災センター室  
（テレビ会議）

○福島企画員 そうしますと、皆様お集まりですので、これより第3回の避難対策小会議を始めさせていただきます。

まず開会に先立ちまして、7月6日からの大雨による県内の状況について、顧問の皆様簡単に報告させていただきます。

県内の被害の発生状況としては、昨日7日水曜日の17時時点で、住家被害として3市で、床上、床下浸水など、道路被害として、冠水や土砂崩れによる通行止めなど発生しております。幸い、現在までに人的な被害は発生しておりませんが、県内で大雨警報、土砂災害警戒情報も続いており、現在も3市1町で避難指示等が発令されています。また、県の災害対策本部をはじめ、同じく3市1町でも警戒体制を維持しております。現在、県内の雨量ですけれど、時より激しく降ったりはしておりますが、降ったり止んだりを繰り返しているというような状況でございます。引き続き状況については、注視をしていくところでございます。

そうしますと、以上で県内の状況についての報告を終えさせていただきます。

挨拶が遅くなりましたが、本日司会を務めさせていただきます、島根県原子力安全対策課の福島でございます。よろしくお願いいたします。

本日も前回と同様、新型コロナウイルス、感染拡大防止対策として、テレビ会議により開催させていただいております。島根県庁側では、今回もこのテレビ会議の様子を報道機関に公開しておりますので、ご承知おきください。

そうしますと、初めに、島根県防災部の出雲からご挨拶申し上げます。

○出雲次長 島根県防災部の原子力安全担当次長をしております出雲でございます。よろしくお願いいたします。

顧問の先生方におかれましては、本日はお忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。先ほど担当の方からご説明させていただきましたが、まだ、県の災害対策本部をはじめ3市1町でも警戒体制を維持しております。そうした中でございます

が、幸いにもまだ人的被害は発生しておりません。防災危機管理課を中心としてですね、現在対応しております。本日はですね、そういった状況の中ではございますが、大変貴重な機会でございますので会議を開催したいと思っております。

この小会議につきましては、前回3月に第2回を開催しまして、今回第3回目になります。本日は、段階的避難と屋内退避に関する項目など、ご確認いただく予定です。顧問の先生方におかれましては、様々な角度から忌憚のないご意見を賜れると考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○福島企画員　そうしますと、説明に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に次第、出席者名簿、そして小会議の項目一覧として、資料1-1、資料1-2、そして参考資料1と2。そして資料2があると思います。資料の構成は以上でございます。

片桐顧問、関谷顧問、野口顧問の3名の先生方にテレビ会議システムで参加いただいておりますが、こちら県庁側でも岸川原子力防災専門官にも同席いただいておりますのでお伝えいたします。

そうしますと、本日の議事の進め方をご説明させていただきます。

次第をご覧ください。3. 項目の説明として、初めに、島根県から今回の小会議の項目設定の考え方。第2回でも行っておりますが、こちらについて資料1-1、1-2、参考資料1によりご説明いたします。その後、議題の(1)段階的避難と屋内退避の項目について、県の考え方、取り組みについて、続けて説明させていただきます。説明した後に顧問の先生方名簿順に指名させていただきますので、ご意見等頂戴したいと思っております。

前回もお伝えしましたが、他の小会議でハウリングが発生し、音声が聞き取りにくい状況になることがありましたので、これを防ぐために、発言される時以外はマイクをオフにさせていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

そうしますと、3. 項目の説明について、島根県からご説明します。

○小村室長　島根県の小村でございます。

まず、最初に項目設定の考え方というところをご説明させていただきます。先ほどもございました、第2回のところでもご説明をしておりますし繰り返しになる部分もございますけれども、まずはご説明ということにさせていただきます。

この避難対策、防災対策につきまして、どういったところについて先生方のご意見をいただくかというところで、まず第1回のところで、県の取り組みいろいろご説明をさせていただきました。その上で設定をまずはということでさせていただきましたのが、周辺地域住民の視点に立つということでその懸念にこたえるような形で、まずは確認をしていきたいというふうに考えてございます。

検討項目につきましては、他地域で住民説明会等されておりましてそういったところでいろんなご意見等出ている、これを参考にさせていただいて設定をしてございます。

名簿の次のところに一覧表をつけさせていただいておりますけれども、大きく5項目。

防災計画と避難計画。2つ目が段階的避難と屋内退避。3つ目としまして、避難行動要支援者の避難対策。4つ目としまして複合災害の対応、それに加えましてその他ということで、原子力災害時の医療の実施体制、緊急時モニタリングの実施体制、全部で小項目に分けて24項目というところ、まずご意見をいただきたいということにさせていただきます。

資料戻っていただきまして、資料1-1でございます。

このうち第3回の小会議の検討項目でございますが、大きく2つでございます。1つ目が段階的避難と屋内退避ということで4つ挙げてございます。屋内退避指示の実効性をどう評価しているのか。これにつきましては1-2のほうにございます。

見ていただきますと第1回のところでですね、片桐先生、それから関谷先生の方からご意見をいただいております、こういったところを関連するところというところで1つ目の項目のところでご議論いただければと思っております。

戻っていただきまして、2つ目の項目、これがUPZの防護措置をまず屋内退避としている理由は何か。放射性物質放出前の避難についてはどう考えているのか、これを2つ目の項目としてございます。

3つ目でございます。原子力災害時の避難における渋滞対策はどうなっているのか。

4つ目、避難方法の事前周知はされているのか、またその効果をどう評価しているのか。

続きましてその他の項目でございます。こちら、大きく2つに分類されますけれども、5番目6番目につきましては、避難退域時検査、放射性物質放出後に避難をされる

場合、一時移転される場合に、途中のところで住民の方、汚染状況どうかという検査をいたします。これについての手順ですとか、これによって渋滞が悪化するのではないかと、こういったところの項目を設定をしております。

7番目、8番目、9番目につきましては、これは緊急時のモニタリングにつきまして、体制ですとか、その結果の公表の仕方、それからモニタリングポストが災害等に耐えられるような形になっているか、こういったところをご議論いただくということで項目を設定をしております。

詳細につきましては、それぞれの項目のところで再度ご説明いたしますが、こういった形でまずはご意見をいただきまして、今後の議論につなげていきたいと思っておりますので、今日はよろしくお願いたします。以上でございます。

○福島企画員 それでは3. 項目の説明については以上となります。引き続き、議題

(1) 段階的避難と屋内退避についての説明に入ります。

(1) の項目の1から4まで続けて県の考え、取り組みについてご説明させていただきます。説明の後、顧問の先生の名簿順に、片桐先生、関谷先生、野口先生の順番にご指名させていただきますので、ご意見を頂戴したいと思っております。

○小村室長 そうしますと、引き続きまして、島根県小村の方からご説明をさせていただきます。

段階的避難と屋内退避の部分、まず1つ目の項目でございますが、屋内退避指示の実効性をどう評価しているのかということでございます。

これに関しまして、まずはUPZの方でございますけれども、こちらの住民の方におきましては、全面緊急事態に至った場合はまずは自宅等で屋内退避をしていただく。こういったことを防護措置として考えてございます。こういった指示をした際にですね、実際にその効果というのがどうなのかというところを考えてございまして、島根県ではこれに関してアンケートというものを実施してございます。

県内4市の住民さん無作為抽出で1,000人の方を対象としたアンケートでございますけれども、このアンケートを実は令和元年度に原子力防災訓練を実施しております。この際に、緊急速報メール、エリアメールというもので、4市にお住まいの方に対して、実際にメールを送ってございます。その後に実施したアンケートということでその下に結果の方を書いてございます。

概要でございますが、まず、UPZの住民ということでお送りした方の中で、実際に

UPZの中にお住まいの住民の方、これが379名の方になってございますけれども、その方にアンケートした結果、指示に従い屋内退避をするという方が60.4%。いや自分は避難するという方が12.9%。わからないと答えられた方が24.3%という結果になってございます。

その下段でございますけれども、こちらは実際にアンケートをお送りした方の中でエリアメールを受け取った方、この方についての結果ということでございます。この方が全部で267名の方回答いただいております、指示に従い屋内退避をするという方が62.9%。以下、避難する方が11.2%、わからないという方が24.3%という結果になってございます。

結果を見ますと、緊急速報メールを受けた方の方が屋内退避するという割合は若干多くはなっておりますが、指示に従うと回答いただいているのは概ね6割と、いうのが結果になってございます。これが島根県内で行いましたアンケートの結果ということでございます。

その下でございますけれども、今度はこちらは福島原発事故の際、実際にその屋内退避を受け取った方がどうだったかというところから、国の方が調査をした結果がございましたので、これを引用してこちらのほうに載せてございます。

結果でございますが、屋内退避をしたという方が59.9%。特別なことは何もなかったという方が18.5%という結果になってございます。この2つの結果を見られますと、概ねやはり6割の方は屋内退避指示に従ったということでございました。その下でございます。

島根県におきましては、これまでいろいろな形で原子力災害時の避難の方法、それから屋内退避についてということで住民の方への周知を図ってきてございます。しかしながらといいますか、福島事故における屋内退避の実質6割というところとアンケート結果ということとを比べますと、6割から大きくは増加していないということになってございます。

このためということで、島根県として原子力災害時、4割程度の方というのは、そのとおりの指示どおりということではなく自主的な避難行動をとることがあるだろうということも念頭に置いた上で、対応を考えているということでございます。そのあと具体的にはということでございますが、実際に避難の必要な方、こういった方が円滑に避難ができるということが必要でございますので、信号機の操作、或いは誘導等に

よりまして避難する車両の優先的な通行可能とするということでございますとか、屋内退避をしていただいたほうがいいというところで、テレビ、ラジオSNS広報車防災行政無線等と、あらゆる手段を使いまして、屋外行動することはかえって被ばくする可能性が高いですよということをその時点で周知していくことというふうに考えてございます。1つ目の項目についてのご説明は以上になります。

続きまして、ということでご説明をさせていただきます。

2つ目の項目になります。

ではUPZの防護措置でまず屋内退避としている理由は何なのかと。

また、一方で放射性物質放出前、例えば時間があるような場合には、その避難と放出前の避難についてはどう考えているかというところで、県の考えを書かせていただいております。全体の3分の2ぐらいは国の方の考えですとか、国の方が根拠にしているものを挙げてございます。

上段の方からになりますけれども、原子力災害対策指針。この中で、UPZにおきましては段階的な避難や、OILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならないというふうにされてございます。規制委員会の方で示されているこれに関連するデータというところで、緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について、というものが平成26年5月28日の委員会の中で示されてございます。

この資料の後の方にその時の資料をつけてございますけれども、これは新規制基準のほうで、基準の方100テラベクレル、セシウム換算して100テラベクレル以内ということが求められているということでそれを超える仮想的な事故100テラベクレルが放出されるような、仮想的な事故を想定した上で防護措置の効果といったところを試算したような、そういった資料になってございます。

この資料の中でございますけれども、2つのことを書いてございます。1つが、放射性プルームが通過するときに屋外で行動すると、かえって被ばくが増す恐れがあるので、屋内退避することにより、放射性プルームの通過時に受ける線量を相当程度低減することができるということが書いてございます。もう1つ、UPZでは、放射性物質の放出前に予防的に屋内退避を中心に行うことが合理的であるという考え方が書いてございます。

その下ですね、なおということでもう1つ試算が別に実はございまして、福島第一

原子力発電所事故のようなもっと大規模な放出を想定した試算というのは、これはもう少し前、平成24年に規制委員会の方でやってございます。

こちらの方におきましても、やはりプルーム通過時の被ばく低減ということに対して屋内退避というのは、一定の効果があるといったことが書いてございまして、県としましてはこういったプルーム通過に対する低減効果というところがあるということでございますので、UPZ内の住民の方につきましては、まずは屋内退避をしていただくと。それが重要だというふうに考えてございます。ここまで屋内退避の考えでございすけれどもその下段のところになってございます。

では放射性物質の放出前、この避難についてどう考えるかというところでございます。

こちらにつきましてもこれも同様に、原子力災害対策指針の中で触れられてございますけれども、全面緊急事態においては屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることも必要とした上で、放射性物質放出後においては、緊急時モニタリング等の結果を踏まえて、必要に応じて避難等の防護措置を実施するということが書いてございますので、放射性物質の放出前の避難ということを予防的になっていうことも、UPZ内においても完全に否定はされてはございません。

ただ、事態の規模或いは時間的な推移、具体的には放射性物質放出までに十分な時間があるかといったところになるかと思いますが、こういった情報が必要になって参りますので、放射性物質の放出前の避難ということにつきましては、原発の状況を把握をしている国の方で、避難の指示がされるということ想定をしております。よろしければ3つ目の方に続いてご説明をさせていただきます。

3つ目でございますが、原子力災害時の避難における渋滞対策はどうなっているのかというところで、県の方で行っております取り組みを書かせていただいております。

まず、前段は基本的な避難の仕組みというところで、スキームのところを書いてございます。原発から近い5km圏PAZにつきましては、放射性物質放出前にあらかじめ避難を行うと。特にその中でも避難行動要支援者と言われる方、避難に時間がかかるような方につきましては、PAZ内の一般の住民の方よりも早い段階で避難を行うということになってございます。避難の段階が分かれているということでございます。

す。

その下、2)でございますけれども、UPZ 5～30km圏につきましては、まずは必要に応じて屋内退避を行うという。その後放射性物質放出後、放射線量の値に基づいて1週間程度内に一時移転を行う。これが基本的な考え方、対応というふうにしてございます。

こうした上でございますけれども、島根地域、こちらにつきましては全国の中でも、3番目に人口が多いということになってございます。具体的にはPAZこの5km圏の中が、約1万人。そのうちの約1,757人が避難行動要支援者ということに内訳でなっております。

それからUPZこちらは鳥取県内も合わせましてということでございますが、約45万人の方がお住まいだということになってございます。こういった人口が多いということがございますので、やはり避難時の渋滞ということを考えておく必要があるということで、避難に伴う渋滞発生の可能性ということについての考察を県として行ってございます。

具体的にはということで、これ避難時間推計も行っておりますけれども、まず1つ目、PAZこちらにつきましては、一般住民の方、それから避難行動要支援者の方、これらで避難の実施の時期が異なっていると、タイミングが異なっているということになってございます。

いずれも放射性物質放出前の避難ということですので、UPZの方は基本的には避難はまだ行動されていないということでもございますし、避難車両数台数等を考えても概ね円滑にPAZ圏外、5km圏外は避難できるものというふうに考えてございます。

1つ参考といたしまして、この後、2枚ぐらいいめくったところで、原子力災害時の避難時間推計というのも結果をつけさせていただいております。

1. 2. 3. の次4. というところで主な結果概要というのをつけさせていただいておりますけれども、一番上の段階的避難。これがいわゆる順番に内側の方から、かつ避難に時間のかかる避難行動要支援者の方から避難をした場合の避難時間5km圏から退避する時間の推計というのを載せてございます。

表の一番左上のところになりますけれども2時間30分となっておりまして、これは避難行動要支援者の方を最初に避難いただきまして、1時間後に一般住民の方、

避難をするということにしてございますので、PAZの一般住民の方の避難に係る時間はここから1時間を引きました1時間30分と、というような数字になってございます。

では、続きまして戻っていただきまして、10ページの下のところでございますけれども、UPZについてはいかがかというところになってございます。

こちらも同様に避難時間推計の中で、どのぐらいの時間かかるかというところを試算をしております。

これは平成25年にやった推計でございますけれども、その時には段階的な避難ということで内側から順番にこう5kmまで、5km～10kmまで、10km～20kmまで、20km～30kmまでというこういう段階的な30km圏全体にやった場合、それと30km圏が一斉に避難した場合ということの推計をやってございます。

特に全域が一斉に避難を行うケースという場合におきましては、トータルの時間、この下に結果の概要載せてございますけれども30km圏避難に21時間45分と、なってございまして、かつその30km圏を抜けるまでのそれぞれの乗車時間、というところも長くなってくるということで、相当程度の渋滞は仮に一斉にということになりますと発生するということが見込まれるというふうに見てございます。

こういった試算でございますが、あるということでございますので、この結果を踏まえまして、県としてはいろいろ渋滞対策というのを考えて実施をしてきたということになってございます。

ちょっと順番前後いたしますけれども、段階的か一斉ということに関しましては、3)番で事前広報の実施ということを書いてございます。平素から広報誌の方、或いは原子力講演会等住民の方と触れ合う機会を使いまして、避難方法、或いは屋内退避の有効性ということについては周知に努めているということでございます。

それから事前広報で、1つ追加で書いてございます。今年になってできました4月から運用開始してございますけれども、ウェブサイトの島根県避難ルートマップというものを設けてございます。これはインターネット上に設けておるサイトになるのですが、それぞれお住まいの地区を入力していただきますと、避難先、避難ルートなど避難に必要な情報が視覚的に確認ができると。こういった仕組みを設けて事前広報ということをやってきてございます。

順番戻りますけれども、渋滞対策ということに関しまして、1つ目、避難ルートの設

定について考慮しているということを書いております。やはり交通信号機の部分で渋滞ということが考えられますので、交通信号機の多いエリアはできるだけ通行させないルートというのを設定しております。

それから、松江市の方ですけれども、市内、真ん中あたりを大橋川という川が通っております。次めくっていただきますと、少し図を載せてございますけれども、その間に橋があるということがございます。この橋の部分で渋滞するのではないかと、というようなお声もよく聞くところでございますけれども、ここの4つの橋については、極力通さないような形で避難ルートというのを設定しております。

実際にここ避難ルートと設定をしておりますのは、松江市の北部、橋北と申しますけれどもここの3地区だけはここの橋を通るようなルート設定している。それ以外につきましては、東西の方に分かれて橋を渡らないで避難するようなルートを設定しております。

それから3つ目でございます。これは橋の方が被害を受ければ、またルートが減りますので渋滞に繋がるということがございますので、道路規格が高くて、被害を受けにくい幹線道路、これを中心に避難ルートは設定しております。

それから4つ目につきましては高速自動車国道、これらにつきましては、松江市内から外側に向かう路線、これを避難ルートとして使用するということにしております。内側に向かうルートについては緊急交通路というような形で開けておくというような形を考えてございます。

5つ目、これも地震に対する対応ということもございますけれども、地震等により、あらかじめ定めた避難ルートが使用できない場合、こういった場合には、そのルートだけで通れなくなるということがないように、避難方面別にあらかじめ複数のルートというのを設定しております。

(2) でございます。避難退域時検査体制の整備ということを書いております。

これについては後程その他のところで項目ございますのでそちらの方で詳細にはご説明をしたいと思います。

それから、4番目。3番目までは事前にとっておく体制、対策ということでやっておりますが、4つにつきましては原子力災害が発生した際の対策と、いうことを書いてございます。

こちらにつきましては、まずは車の誘導ということで9号、国道431号といった主

要な道路につきましては、主要交差点の信号機、これを県警本部から遠隔操作する。或いは警察職員による避難誘導を実施するというような形で、スムーズに流れるようにということを体制としてとってございます。

それから渋滞情報等につきましては、交通情報板或いはテレビラジオ等様々な媒体を活用して、情報提供していくということにしております。3番目の説明については以上になります。

最後の大きな項目の4つ目、最後になりますけれども、しばらくめぐっていただきまして、避難方法等の事前周知はされているのか、またその効果をどう評価しているかというところでございます。

こちらにつきましても県の方で実施しておる取り組みというのを書かせていただいております。後程ご意見等いただければと思いますが、まず、原子力災害時の避難方法の周知、これをやっているということを今まで申しておりますけれども、具体的にはこういったことをやっているというのを4つほど挙げさせていただいております。

1つは広報誌、アトム広場の配布をやってございます。これは重点区域でございます県内4市の各戸宛配布ということをやっております。

それから2つ目でございます。一般の方が参加する住民学習会或いは原子力施設見学会というものを開催をしております。

3つ目でございます。先ほどもございました原子力防災訓練。こういった機会には緊急速報メールによって避難情報を送るということで実際に住民の方に体験をしていただく、この一環としてこういったことも取り組んでございます。同様に住民の方に体験いただくということで、原子力防災訓練の際に、住民の方、一部にはなって参りますけれども、バス避難を経験していただく。それから避難所の方についていただいて、そちらでの避難所運営ということを経験をしていただくと、こういったこともやっております。こういった取り組みによりまして避難についての理解っていうのは、従前と比べますれば進んでいるのではないかと考えてございますけれども、やはり自然災害とは異なる避難方法になっているというようなこともございますので、不安ですとか疑問を持たれる住民の方がいらっしゃると、そういった声も聞いてございます。そういった事実はあるということもございますので、引き続き色々な周知ということは続けて参りますけれども、一方で原子力災害が発生した場合に、避難行動に戸惑わないようにということで、その時、入手がしやすいような形、簡単に入手ができるよう

な周知の方法と、こういったものにも重点的に取り組んでいく必要があるのではないかとこのように考えてございます。

そのための取り組みということで4点挙げさせていただいております。

1つ目でございます。これが避難時に車の表示にもなる地区別パンフレットの配布ということを書いております。これ、松江市さんで取り組んでいらっしゃるけれども、地区別に避難先ですとか、バス避難の際に集まっていたく一時集結所或いは避難経路等を記載したパンフレットというのをお作りになって定期的に更新をしております。これは各戸に配布をしておりますけれども、このパンフレットというのが車のダッシュボードの方に置いていただけるような形になってございまして、フロントガラスのところにおきますと、避難先含めまして警察職員等の誘導を受けられるようにするというようなことで便利なものになってございましたので、こういったものの閲覧ですとか保存の促進をしていきたいと考えてございます。

2つ目、これは繰り返しになります。緊急速報メールの配信、これは訓練等でもやっておりますけれども、実際の災害時というような時にも、こういったメールでもって確実に届けていくということをやりたいということでございます。

それから3つ目、これも同様になってございます。これは先ほどと同様でございます。避難所での活動を体験してもらおうと、これも引き続きやって参ります。

それから避難ルートマップ、これでございますけれども、これGoogleマップの機能を使ったものになってございます。事前の登録ですとか、アプリを入れるというようなことはこれについては必要はございませんで、URLを入れていただければ、そして地区名を入力していただければ避難ルート、避難先等は確認ができるというようなものになってございます。併せての機能ということで、ガソリンスタンドですとか、或いはコンビニの場所、或いは渋滞情報というものが表示ができるような形になってございます。もう1つ、お知らせ機能というようなものもございまして県からの避難指示ですとか、こういったものもこのサイトの方でも提供ができるというような形にしてございます。

それから5番目。これは伝わる手段ということで、ツイッター等SNSを利用した情報発信と、こういったこともやっていく体制にしてございます。

以上長くなりましたが、4項目について県の考え、或いは取り組みについてご説明をさせていただきました。

顧問の先生方、忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○福島企画員 そうしますと項目1から4について、県の考えを説明させていただきました。

では、これまでの項目についてご意見ですとか、ご助言を伺って参りたいと思います。なお、ご発言の際には、先ほど1から4の項目すべて通しでやっておりますので、発言される際に、該当の項目番号についても併せてお示しいただきますようお願いいたします。

それでは、こちらから名簿順にご指名させていただきますので、まず片桐先生の方、お願いできますでしょうか。

○片桐顧問 すべての項目に関して、県としての取り組み、かなり幅広く住民の視点に立った対応ということで計画されているなというふうな印象を持ったところです。

ただ、屋内退避、実効性あるのかどうかということに関してなのですが、これは前にも第1回、第2回にも申し上げたとは思いますが、やはり複合災害のように、住民がすでに被災している状況下で、そもそもタイムリーに情報を受けることも難しくなるというふうに思われるのですね。

一方、福島の時もそうだったのですが、映像情報は、一方的に流れて来る可能性があつてですね。そうなると、そこでかえって不安が増すということも、当然考えられるので、それをその延長線上にはやっぱり屋内に留まってくださいということ、基本的な考え方としてお伝えをしても、自主的に避難されるような方というのは、当然出てきてしまうだろうというふうに思われます。

どうすることが一番いいのかということで、なかなか答えはないのですが、やっぱり今おかれている被災の状況がどういう状況なのかということが、いかに災害時の情報提供として、住民サイドに届くのかと、状況を読んだ仕組みをきちんと作っておくのかということがやっぱり大事であつて、そのためのツール等にしても、SNSも含めてですね、情報発信をしていくというお話があつて、今できてないということを申し上げているわけではないのですが、そこにやっぱりきちんとどういう情報を流せば、今置かれている状況を理解していただいて、不要な行動をしないというふうな方向が確立できるのではないかなというふうに思います。

今申し上げましたのは情報発信ということが大事だということだけですので、これ

までも申し上げていることで、その繰り返しになってしまっているのですが、もう少し上流側のことを考えていく必要もあろうかと思えます。住民の行動ではなくて、県の災害対策本部、若しくは市町村の活動としての対応がどういうふうに前に進むのかということに対して、ちょっと考えておかなくちゃいけない部分かなと思って申し上げたいと思うのですが、やっぱり情報をタイムリーに発信する、住民に安心していただくっていうことは、その上流側の情報がきちっとグリップされて、きちんと情報収集できてですね、その防護対策もちゃんと検討できるような情報のグリップが県の災害対策本部としてできているかどうかということが、大きなウエートを占めるのだろうというふうに思います。

そういう意味では、これぜひ県の災害対策の要員、皆さんも含めてですけど、平時からやっていただきたいのは、やっぱりいろんな最悪の事態になった時、どういう情報が不足してしまう可能性があるのかとか、これしか入ってきていない情報の中では何ができるのだろうかというようなことを少し、頭の体操をしておいていただく必要があろうかと思うのです。

自衛隊等ではよくやられているように聞いておりますけど、やっぱり県の行政の方々と、なかなかそういう時間が取れなくて、実際に緊急時対応の場に直面した時に、その場で、どうしても右往左往してしまうというような状況があるのではないかなというところ懸念しますので、そのためにはやっぱりいろんなこと自分でも想像して、この時にはこういうことをしていくべきだねということがある程度頭に描けるようになれば、少しでも混乱は少なくすることが可能になるのではないかなというふうに思いますので、ぜひその部分はこの屋内退避の実効性とはちょっと違うのですが、県の災害対策本部の活動の中で、要員の方々からきちんとそういうものを想定できるような、いろんなことを頭で描けるようなことを取り組みとしてやっていただきたいなというふうに思ったところです。

あと、2番目の項目のUPZで屋内退避をするのかについては、基本的な考え方としてこれはもう対応しないと無用の被ばくを生じるという事が原点にありますから、その部分の理解を深めていただく以外なくて、平時のやっぱり、きちんとした情報発信につきると思います。

あと、UPZで屋内退避をする、しかも時間があれば放出前に避難するべきではないかという項目に関してですが、基本的な考え方は規制委員会から報告されていると

おりで、そこはやっぱりなぜそういう考え方に立っているのかということ住民にきちっと理解していただくことと、平時の情報を発信することに尽きると思うのですね。

ただ、時間がある時に屋内退避をどの程度まで容認できるのか、我慢できるのかということは考えておかななくちゃいけません。放出後、O I Lの1ないし2に至らないレベルでも、もう既に放射性物質が放出されていて、家の周りには放射性物質が沈着している。そういう状況に置かれたときに、住民はどんなふう思うかと考えると、できるだけ早くレベルが低くても逃げ出したいよねというふう思うのが普通じゃないかなと思うのですね。そういうふう考えますと、ちょっとこの辺のところについては屋内退避とO I Lの関係について、 $20\mu\text{Sv}$ までは屋内に留まっていた方がいいですよということを、そのとおりのですけど、現状の姿としては、やっぱり自主的にレベルが低くても避難をしてしまうと、一時移転をしてしまうということがあろうかなと思うので、ここの部分の答えは実はどうしたらいいかってなかなかないのですが、やっぱり考えておく必要性があろうかと思えます。

やっぱり住民の方の目線がどうなのか、不安がどうなのかということは、このケースバイケースでなかなか状況が同じではないかなとは思いますが、複合災害でなおかつ放射性物質が放出される状況まで考えたときには、放出される前であればそんなに報道としても混乱はしないと思うのですが、放出された後の状況下だと、やっぱり混乱は避けられないかなというのが、気になっているところです。

あと、3番、4番についてですが、避難に関してはいろんな取り組みをされていて、そのケーススタディもやられて、こういうことも発生するかな。じゃあどういうルートを通れるのかなというふうなことも、かなり細かくやられているので、実際に、状況としてどういう場面が想定されるかはなかなか断定的に言えませんが、今やられている方向で、なおかつそれが実際に事に臨んだときに生きるように、やっぱり住民の方にはきちんと伝えて理解をしていただく事が重要かなと思いますので、資料1-2でありましたけど、平時の情報発信と緊急時の情報発信、両方が大事だっていうことを、感じられるところ申し上げさせていただきました。以上です。

○福島企画員 ありがとうございます。

では続いて関谷先生お願いいたします。

○関谷顧問 では、いくつか。まず1点目は片桐先生と同じ点なのですが、屋内退避指示の実効性をどう評価しているかって<1>の件なのですが、ここです、

3つの調査、島根県内の調査2つと、あと、福島原発事故の内閣府の調査を引用して6割程度というふうに見積もっているのですけれども、内閣府の調査の方ですけど、これ私が調査やったものでして、ちょっと解釈が若干違います。屋内退避指示の情報を入手した住民が大体6割ぐらいです。

その中で屋内退避をした人が6割ぐらいなので、全体の4割ぐらいです、屋内退避した人は。私、別の調査でもやっているのですけれども、ADRの方と一緒に調査をやっているのですが、それだと屋内退避の実施率は3割ぐらいです。

20kmから30kmに当たるような同じような指示を出された計画的避難区域、福島だと飯館とかの、要は1か月後までは、とりあえずは近くにおいて避難をしなくて良いと言われた人たちですけれども計画的避難区域の飯館とかの人たちですと、大体4割ぐらいです。屋内退避実質が。なので、多分ですけど私は想定するに上の方の島根県の想定調査だと6割ぐらいが屋内退避をするっていうふうに出ていますけれども、実際に福島原発事故の実際の状況での屋内退避は、実施率大体4割ぐらいだろうなというふうに見積もっています。

これ6割から4割かっていうのが大事なことなくって、先ほど片桐先生がおっしゃったとおりで、実際の状況においては、やっぱり不安で多くの人が避難するっていうふうな状況もありますし、途中で、まずは避難するまでに屋内退避をしてくださいと言われても、やっぱりそうはできないというか慌てて先に避難をする、ある意味、シャドウエバキューエーションってよりは、むしろ先に自発的に避難するボランティアエバキューエーションが発生するわけですし、ちょっとこのところは、あんまり数字的に出すよりはどちらかっていうと、屋内退避に従う人もいて、従わない人もいて、両方を考慮する必要があって、けど両方にちゃんと対応していきますよっていうふうなことを示せばいいのかなというふうには思います。どうなるかはやっぱりわからないので、そこの両方をきちんと考えて、もちろん計画上は屋内退避のことをきちんと伝えて、その有用性っていうのは伝えていくけれども、実際はそうではなく避難をしてしまう人もいますので、きちんと両方への情報提供が必要であり、理解周知が必要であるってことを言っていくってことが大事なのかなというふうに思いました。そこが1点目です。

2つ目なのですけれども、屋内退避の件ですけれども、ちょっとここには資料がないのですけれども、多分ですけど、最新の屋内退避の資料ですと、内閣府の方から出

ている昨年度ですね、令和2年度に原子力開発機構の方の原子力緊急時支援センターの方で委託されて出されている、原子力災害発生時の防護措置、放射線防護対策が講じられた施設への屋内退避についてというのが、昨年度の資料で出ていると思います。こっちの方ですと、100テラを前提にしたシミュレーションではなくって、ある程度の放出っていうのを想定してそれを何%削減できるかっていうふうな意味で、屋内退避の効果っていうのを試算をしていて、一番、最新のシミュレーションだと、昨年原子力発生時の防護措置っていうふうなシミュレーションを参照するのがいいのかなというふうに思いますんで、少しちょっと資料の方を足していただいた方がいいのかなというふうには思いました。

屋内退避については、あともう1点あるのですが、やっぱり屋内退避の場合、複合災害があった時、地震が同時発生した場合っていうのは、地震の揺れで、とてもじゃないけれども屋内にとどまることっていうのが非常に難しいです。

これは新潟県中越地震でも、熊本地震でも地震単独の災害においては余震が発生するので、屋内にとどまって屋内退避を続けるというふうなことは結構難しいというふうに思います。地震災害との複合時において、屋内退避をどう考えるかっていうふうなことを、追加で考えていただければなというふうに思いました。単独災害の場合はもちろん屋内退避に意味がありますので、これでいいと思いますけれども、複合災害とか地震災害の同時発生時には、屋内退避っていうのが難しくなるのでその部分も少し考慮する必要があるかなというふうに思いました。以上です。

○福島企画員 ありがとうございます。

続きまして野口先生お願いいたします。

○野口顧問 どうも説明ありがとうございます。

4つのテーマっていうのがあったのですが、我々は常に計画に対して実効性の確認をしてくれっていうことをお願いしているのですが、今までの避難計画、従来の避難計画というのは、行政がいろんな誘導したり、バスを用意したり、行政が避難させるっていう前提で考えていたのですが、最近はやっぱり自家用車を使って自主的な避難という手法を認めてくると、実効性の検証というやり方がきっと違うんですね。そこが計画どおりに行政がどう動けばいいかということを検討したところで、おそらく実効性の継承にならないというのが、自主避難を認めたときの1つの考えかたであろうというふうに思っています。これはやっぱり住民の動きをどう見るかっていう、そ

の住民の動きを幾つかのパターンに分けてそれでも可能かっていうその実効性検証していかないと難しくなっているのだろうなというのが第1ですね。

そこはちょっと我々も含めて実効性の検証の仕方を一緒に考えていきたいと思いません。

あと個別に入っていくと、順次近いところから段階的に避難するという考え方に関しては、これはやっぱりそうしないといけないでしょうね。これは極力そうできるように、準備しなきゃいけないで、そのためにはですね、おそらく最後の方に、移動する人たちが、自分たちが待っていても大丈夫だということを確認してもらうための情報の発信の仕方がすごく大事ですね。そこはこまめにやらないといけない。これはちょっと、今のワクチン接種と一緒に、例えば今の東京あたりですと、とにかくサイトにアクセスするまで2時間も3時間もかかる。

本当に、その自分はいつ接種できるのだという不安感を先立たないように、必ずちゃんと間に合うのだからっていうことを、どうやって、やっていくかということも大事ですし、県もしくは国が出す情報というのは信用できて、その情報に従って行動しても大丈夫だという安心感を持ってもらうために、日頃どういう情報の出し方をするか、それからおそらく、発表の仕方とか、発する内容自体もとっても大事だと思います。ここは研究が必要ですね。単に段階的にやってくださいと言ってもきっと無理ですね。それで、あと屋内退避に関しては、関谷先生おっしゃるとおり、あんまり数値の意味はよく考えないといけないと思っていて、おそらくアンケートに答える方は今冷静な時ですから、なるべく県の意向に沿った答えが多いと思います。ただ実際はおそらくそうはならないでしょうね。

そこはやっぱり前提として考えなきゃいけないし、それからやっぱり屋内退避の問題って、ちょっと違う意味があって、例えば屋内退避してくれないっていうのも、現地にいて外に出て、中に入ってくれないっていうのをどうやって中に入ってもらってっていう問題と、逆に本来屋内退避してそこにとどまってもらいたいけど、どんどん自分で逃げて行かれる方をどうするかという問題はちょっと別ですね。ここもその屋内退避の実効性という一言で議論するのはちょっと乱暴なので、まず、直接命に関わる問題からすると、屋内に入らずに外でいろいろいるかもしれないという人を、いかに情報を早く伝えて屋内に入ってもらってっていう、この情報の徹底とやり方という議論は必ずやっとなきゃいけない。これは命に関わるので。2番目は本来屋内退避し

てもらいたいけど、実は逃げてしまうという問題をどうするのかっていうことも考えなきゃいけないで、これもですね、実は規制委員会で原則屋内退避しなければならないって書いているのをどう見るかですけど、例えば、屋内退避しなければならないので、避難してはいけないというふうに読むのか、もしくは屋内退避した方が望ましいと言っているのか、屋内退避でもいいと言っているのかによって受け取り方が全部違うんですね。そこの整理をまずきちっとして、現実問題からするとそのあと渋滞問題と同じように、勝手にいろいろ自主的によかれと思って逃げられるとそこに交通渋滞等が発生して、本当にやりたい原子力防災ができないということが、主題となって自宅にいてくれと言うのであれば、そこはやっぱり徹底してお話しないといけない。それと家にいて、全然問題ないから家にいてくださいよっていうのは意味が違うので、そこをどういうスタンスで住民の方とお話するかはちょっと整理が必要です。そのところが、屋内退避するっていう一言では読み切れない。繰り返しになりますが、屋内退避をしなければならないと言っているのか、屋内退避した方がいいと言っているのか、屋内退避してもいいと言っているのか。屋内退避して欲しいと言っているのか、それで全部戦略違いますんでね、そこといろんなパターンを組み合わせで正しくやっていただかないといけないと思います。

やっぱり住民の方に申し上げなきゃいけないのは、やっぱり慌てて運転されると、ガス欠になったり事故起こしたりということで、本人の意図とは全く関係なく、交通渋滞を引き起こす可能性がある。そういうリスクを考えると、ご自身だけでなく、やっぱり県内全体の防災に関わるよっていうことはきちっと申し上げないといけない。ただ、屋内退避を徹底するためにはやっぱり県も細かなことを考えなきゃいけないで、例えば、屋内退避する、とすると、どのくらい屋内にいるということを前提に考えるのか、その時に食料備蓄とか食べ物とかもつとやうと持病を持っている人たちって、本当に屋内退避でいいのか。新生児等持っている方も本当に皆さんと一緒にいいのかっていうところは、細かに対応してあげないといけないと思います。屋内退避にしても、よく県としては、自分の家で危ないと思う方は避難所用意していますとやうけど、自分の家にいて大丈夫なのか、自分のエリアではまずいとやうなのは誰がどう判断するのですか、っていうことって、おそらくまだ決まってないですね。

事前にこうやったら大丈夫ですよっていう情報は流しておいても、実際の時ってやっぱりみんな不安になるはずなんです。そういう状況を踏まえて、具体的に屋内退避

でも大丈夫ですよっていう仕組みと情報をどう出すかっていうことを、きちっとしとかなないといけない。それから、渋滞問題って、実は解決するに一番効果的なやり方は道路拡張なんです。これは、もう決まっているんですよ。

だから本当に渋滞を無くそうとすると島根県としては、避難することに備えて道路拡張しますという検討しなきゃいけないんですけど、それはおそらく財政等の問題で、そう簡単にはいかないよっていうことで、おそらく既存のインフラを使った避難ということの計画になっていると思います。ただそれはですね、どんどん安全レベルを高めようとする、いつまでも道路拡張はタブーであるというわけではないので、そのどの段階でどういうふうな政策の展開をするか。住民の安全と他の県の投資の関係をどうするかっていう、その議論はきっと必要ですね。あとその国と議論して欲しいのは、資料にも書いてあったように、今の屋内退避というのはプルームモデルということを前提にした手法なんですね。

プルームモデルではない事故形態が起きたときに、本当に切り替えがうまくいくかどうか。プルームも5時間出続けると言っているけどそれは本当に5時間なのかとか、標準モデルは標準モデルでいいんですけど、そのバリエーションをどう考えてその時の切り替えがうまくいくかっていうことだってこれから順次詰めていかなきゃいけないというふうに思います。ただ繰り返し言いますが、いっぺんにいろんな体制の準備はできないので、少なくともまず今の標準モデルに対して望ましいと思う体制をまず作り上げる。ただそれと並行して、県は標準とは違う事故が起きたときにどう対応するか。先ほどの避難時間の見積もりがあって、昨日みたい大雨が降ったときとか台風とか、それこそ地震がおきた時って見積もり時間全然違いますよね。そういうことをきちっと勘案して、適切な避難誘導ができるかということは、国と原子力関係者とよく話をしなきゃいけなくて。今の原子力防災の基本的な考え方は、炉を監視して、その状況に応じた計画になっているんですけど、やっぱり県としては、そこに住民の状況とかインフラ状況とか気象状況をどうやって盛り込むかっていうことをきちっと国や原子力関係者に情報として押し込んで、やっぱり県として、住民の安全をいかに確実に守るかということ、今年はこのクリアした、来年はこのクリアしたっていう格好に1つずつ県民の不安を払拭する活動をしなきゃいけないというふうに思います。

私としては最初のものに関しては以上です。

○小村室長 貴重なご意見、先生方ありがとうございます。

いくつかいただいた意見の中で、コメントといいますか、お返事できるところをしたいと思います。

1つは各先生方が共通でおっしゃっていたと受けとめました、情報発信というところ、これが大事であるし伝える内容というところを、よく考えないといけないということであったかと思います。

信用していただけるように、どういった内容を普段からですね、伝えていくかというところ、手段もそうですし、伝える内容といったところも非常に重要かと思いますので、この部分はしっかり検討していきたいと思います。

それから、片桐先生の方からいただきました、その前段のところ、情報収集する部分というところ、これも大切だというご意見をいただきました。

県の災害対策本部の要員のところですね、いろんな頭の体操しておくべきだということでした。訓練等もやってございますけども、そういったことも念頭に組み込んでいきたいというふうに考えてございます。

それから関谷先生、調査の方ですね、よく承知しておりませんで、失礼いたしました。

先生からも言っていただきましたけれどもその数字がどうかというところにこだわるというよりは、両方の方がいらっしゃると、屋内退避する方もいれば、そうでなくて自主的な行動される方も、そこを両方考えた上でしっかり準備をということだったかと思っております。アンケートをどう受けとめるか解釈するかというところはあるかと思っておりますけれども、それはそれとして取るべき対策っていうところは共通する部分もあるでしょうし、そういったところも踏まえてですね、今後やっていきたいと思っております。

それと追加の資料でこういったところも考えたほうがいいのではないかと。屋内退避の効果ですかね、低減の効果というところ。これもちょっと調べまして、検討したいというふうに思っております。

それから野口先生の方からですね、いろいろと貴重なご意見いただいてございます。大きな話としますと、基本系というところと、いろいろ標準でないところ、或いはその複合災害等起こったときにどうかというようなところ、やっぱり次のものとして考えていかないといけないと。やはり避難対策、防災対策っていうところについては、実効

性を高めていくってこと非常に大切だと、レベルを高めていくというところは、大切だと思ってございますので、今こういった項目でやってございますけれども、いただいたところも踏まえてですね、今後をどう高めていくかというところはしっかり考えていきたいと思ってございます。そういった際にはまたご意見いただければと思ってございます。私からは以上です。

○福島企画員　そうしますと、皆様からご意見を一通りいただいたところですが、追加でのご意見ですとか、先ほど小村が申しとおりました有効な情報発信ですね。どのようなやり方をしたらいいかなど、アドバイス等あれば、皆様お願いしたいと思いますが、追加意見ございますでしょうか。

野口先生お願いいたします。

○野口顧問　2点、効果的な情報発信というのは、住民の方が不安に思っていること、知りたいと思っていることに対する回答をちゃんと情報発信の中に入れておくことなんですよね。そうすると回答を作る前に、今、県民の方が何を不安に思って、何を知らたがっているかということ行政として、いかに知っておくかっていうことがすごく大事だと思います。

それに対する答えをちゃんと踏まえた情報発信をしないと、県が伝えたいことだけ伝えてもおそらく駄目ですねっていうのが1つですね。やっぱりこういう災害時にはよく言われますけど、カタストロフィーバイアスがかかってとにかく心配で、パニック症状になるような格好で動き出す人もいれば、正常性バイアスみたいに大丈夫だと思ってなかなか動いてくれないという両方のパターンもあり得るので、それに対するそれぞれのメッセージもちゃんと見なきゃいけない。その時にやっぱり今のコロナ禍の情報発信ってよく研究されることだと思いますよ。最初の時って、今ほど大したことなかったけど結構言うことを聞いていたのだけど、だんだん言うこと聞かなくなるっていう。こういう状況をどう見るかっていう、こういうことだって、原子力防災じゃないけど、実は人の動きを見るということってとても大事ですよ。そういう検討とか研究ということを、原子力ということじゃなくて、人を守る防災ということで検討なさることが非常に重要だというふうに思います。

それから、実効性なんですけど、実は実効性って、合理性にどこまでこだわるかっていうことも結構問題なんです。技術者というのは合理性ということにすごくこだわって無駄なことをしたくないとか、させたくないというふうに考えるんですけど、私

は原子力防災というのは、極端に言うと人が、一生生きている間に発動するかしないかっていう、そういう希なものなので、そういう希なものに対して本当に合理性ということにこだわるべきなことはなんで、逆に合理性を外して安全側の対応でいいものはなんで、ということは、やっぱり人の感情とか、人の感覚、安心感ということを踏まえて、もう一度検討し直したほうがいいと思います。

あんまり緻密な判断基準とか緻密なやり方をとればとるほど、ちょっと前提と外れた時に全然使えなくなるし、やっぱり人間の感覚とか違うものがあるんですね。今、学術会議で安全論、安心論って両方議論しているのですが、昔はその安全論があって、安全論と安心論がイコールになる事が望ましいよねっていう議論をしていたのですが、最近僕ずっと考えていると、安全と安心というのは、おそらく社会リスクに対するアプローチが違うんですね。これを合わせる事が本当にいいことかって考え出していて、やっぱり客観的、科学的エビデンスを基にする安全の考え方と人間の持つ不安等の安心感というアプローチは違うので、これはむしろ違うことに意味があって、同じくさせなきゃいけないんじゃないくてその違い、違うところはなんだっていうと、それぞれ両方見ておかないと、原子力防災は難しいかなっていう気はしますね。

僕は今まで技術者サイドできたので、やっぱり技術的合理性ということにいろいろ考えてきたんですが、やっぱり本当の意味では県民の方に、納得して動いてもらうというためには、やっぱり、不確かさが大きいものに対して、あるモデルを強引に作ってそのモデルに合わせて、合理的などと言われるようなきめ細かな対策をとることが本当にいいのかっていうことは、ちょっとこれから考えていったほうがいいなというふうに思います。

ただ、いきなり僕は、やっぱり今それが回答がない間は、今の原子力防災の仕組みでちゃんと運用しなきゃいけない。それは今の原子力防災の仕組みできちっと進めていくと同時に、やっぱり本当の島根県民の方に支持していただく防災の仕組みというのも作り出すということは、もうそろそろ考えていいのではないかなと思います。

私からは以上です。

○福島企画員 片桐先生お願いいたします。

○片桐顧問 同じことを申し上げるようになってしまうのですが、やっぱり住民が不安になっているというところを、一番感じなくちゃいけないのは、県だと思っんですね。

国は仕組みとしてこういう考え方でやるっていうことをおっしゃると思うのですが、住民と接点があればあるほど、住民に寄り添った対応をしていかなくちゃいけないということだと思うので、県の立場からすると、やっぱり住民の不安の解決の方に導いてあげるとか、あとそんなふうにやっぱり信頼っていう言葉が先ほどから出てきておりますけど、信頼をしていただけるような情報の発信、というためには、現在のどいう状況にあるのかっていうことをまず客観的にきちんと共通に理解できるような環境作りなくちゃいけないでしょうし、今、県としてこういう取り組みをしているのだ、国も協力を持ちながら取り組んでいるのだ、それは皆さんにとってこういうふうな状況を改善するためにあるのだということ、やっぱり繰り返して流していかないとですね、決して信頼っていうのはなかなかうまく生まれにくいかなというふうに思います。これ広報対応という一言だけではなかなか言いづらいとは思いますが、すごくその部分は意識してやっていただく必要があろうかと思えます。

もう1点、今日この会議自体公開されてメディアの方もご覧になっていると思うのですが、やっぱり住民にダイレクトに県から情報発信するということは、そう多くはない。やっぱりメディアの方々にきちんと情報をお伝えした上で、それを正しく住民に伝えていただくというようなこともステップとしてあろうかと思うので、そういう意味ではやっぱり、広報の対応の中ではメディアの方々ときちんとやっぱ信頼関係を普段から醸成して、県として住民の目線でどういう対応しているのかっていうことを、メディアの方々にきちんと伝えていただくような、当たり前のことを言っているだけかもしれないですけど、そういうこともやっぱり日頃から整理をして意識してやっていただく必要があろうかなと思います。

やっぱり複合災害対応を意識してスタートしなくちゃいけないかなというふうに私自身のずっと思っておりますので、この検討自体も単独災害というより複合災害でいろんな問題が生じる可能性がありますよねというところから議論する、既に項目も挙がっているかなというふうに理解しておりますので、難しさはかなり大きくなってきていると思うのですが、ぜひその部分の議論はこれからもどうあったらいいのかっていうのを進めていただければなと思いました。

以上です。

○福島企画員 関谷先生お願いいたします。

○関谷顧問 では私からは、追加的に2点意見を言わせていただきます。

1 点目はですね、私、社会心理学が専門なんですけれども、私の専門の観点からすると、むしろ災害時で不安になってもらった方が良くって、不安になってもらって、ある程度危機感を持ってもらって対応してもらおう。どちらかというところ、不安を持ってもらって対策をとってもらおうっていうふうが望ましいので、だから、むしろ人々が不安に思っている時に、大丈夫ですとか、問題ありませんとか、そういうふうに、安心を与えるようなメッセージの方が反発を食らうっていうのがもう典型だと思いますので、そういった情報発信のやり方っていうのはトレーニングをしていただきたいなというふうには思います。

2 目なんですけれども、ちょっと情報発信の内容面で、原子力の東日本大震災以降、私課題だと思っていますのは、EMCの情報の出し方です。要はモニタリング情報の情報の出し方です。今、政府のEMCが出すって言っているのはホームページで情報発信するっていうふうに言っていて、きちんと広報のやり方が確か正式には国のやり方としては決まってないのだと思います。なので、国は明示的には言っていないんですけれども、基本的には県と市町村に任されているような状態だというふうに思います。

ただ、国や県や自治体が出すのは、基本的には避難指示とか避難に関する情報であってモニタリング情報は国の方でコントロールして情報発信するっていうところが、確か立て付けだと思うので、その穴をどう埋めていくかっていうのが多分一番問題になるんじゃないかなと私は個人的には思っています。

ですので、ちゃんと線量のことをどう伝えるか、それに応じて、どういうふうな避難指示、どういうふうな行動をとって屋内退避など行動として欲しいというふうに伝えるかっていうことをきちんとセットで伝え切れるかなっていう方が重要だと思います。例えば普通の自然災害でも、それが例えば一致してるのが河川災害なんですよ。要は水位がここまでなんで避難をしてくださっていうのは、基本的には河川の場合に結びついてます。

けど、気象情報の場合、それがバラバラなので、例えば昨日から出ている線状降水帯情報とか、そういったように情報は出すけれどもどう行動をとっていいのかわからないみたいな情報っていうのは、結構住民は混乱してしまうんですね。

きちんとモニタリング情報とそれに応じてどういうふうな行動をとるべきなのかっていうふうなことは、原子力災害だと極めて重要だと思いますので、そのところを情報面というふうな意味で言うんだったらきちんと合わせて伝えられるように、事前

に頭のトレーニング、あと、広報のトレーニングっていうのは必要なのかなというふうに思います。以上です。

○小村室長 先生方、貴重なご意見ありがとうございました。

野口先生の方から安全というところ、安心というところと2つの面があると。合理的な安全ということだけでなく安心っていうのはちょっとアプローチが違うところがあるという話だったかと思っております。

片桐先生からも住民の方や意見は特にその住民の不安というところに、寄り添ってどうしていくかというところが大切かという話があったかと思っております。

県の方ですけれどもやはり住民の方、避難対策等に関しても、こういったところはどうかという声を聞いてはございます。そういったところってのは一つ一つ参考にしながらですね、県の対策の方でこのところに力を入れていくかというようなどころをしっかりとやっていくかというところに参考しながら取り組んでいるという状況ですし、今後もやっていきたいというふうに思っております。

それから、関谷先生の方からいただきましたモニタリングポストの公表の件に関しましてはこの後議題の方でございますのでそこでご意見またいただければというふうに思っております。

ただ全般のところにつきましてはやはり情報の発信の仕方というところですね、安心して下さいと言った方が果たしていいのかどうかというところだったかと思っておりますので、併せて検討の中でやらせていただければというふうに思っております。

先生方ありがとうございます。

○福島企画員 ご意見ありがとうございました。

また追加でご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、情報発信の仕方などについてもまだまだこちらの方でもトレーニング等々必要でございますし、顧問の先生方にいろいろご助言いただきながら進めていきたいと思っておりますので今後もよろしく願いいたします。

そうしますと、議題の（1）については、これで終了させさせていただきます。

ご意見ありがとうございました。

続きまして、議題（2）、その他についての説明に入ります。こちらにつきましては、項目5と6までと項目7から9まで、それぞれ避難退域時検査に関するものとモニタリングに関するものと2項目、3項目、それぞれまとめて、県の考え取り組み

についてご説明させていただきます。

同じように説明の後、顧問の先生方名簿順にご指名させていただきますので、ご意見を頂戴したいと思います。なお、放射線影響の3先生、環境モニタリングの3先生にもモニタリングの件につきましては、別途ご意見をお伺いすることとしておりますので申し添えます。

それでは、この後島根県の考えについて、まずは項目5と6について説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小村室長 それでは引き続きまして島根県の小村の方から5番目6番目についてご説明させていただきます。

避難退域時検査、これの方検査手順というところで県の取り組みの方、5番目の方でご説明させていただきます。

こちらの方ですけれども、国の方で原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルというものを作っております。これを踏まえまして、県の方の計画というのは平成29年3月に策定をしております。手順、場所等について簡単にご説明をさせていただきますが、まず検査場所につきましては、これは多くの住民の方の検査が実施が必要ということでございます。原発から30km圏の境界付近のところになりますけれども、方面別に設けておりまして、14か所を候補地として定めてございます。可能な限りバックグラウンド値が低いところで行うことが望ましいということで、30km圏、少し出た辺りというところに設けてございます。

検査手順でございます。

少し詳細に書いてございますけれども、かいつまんでというような形になるかと思いますが、ポイントを絞ってご説明をしたいと思います。検査手順この順番に沿って流れていくというような形になりますが、まず車両の指定箇所検査というのをやることになってございます。こちらにつきましては、住民の方が乗車している車両の検査を行うと。住民の方に放射性物質の付着があるかどうかというところが、気になる場所であるんですけれども、まず、最初の検査としましては、車の検査をするということになってございます。

少し飛びますけれども、そのようにしている考え方というところで、次のページのところ、検査及び除染の考え方というところに考え方を書いてございます。

これは原子力規制庁の方で平成27年8月26日の委員会の方で説明された資料、こ

の中に書かれているものでございますけれども、ポツつけております一番上のところ、一般的に屋外に置かれた車両の方が、その所有者よりも放射性物質がより多く付着しているものと考えられること、ということで車両の方で十分低いということであれば、住民の方も低いだらう、というような考え方でまずは車両の確認をするというような手順になってございます。

この段階の検査でございますけれども、手順の方戻っていただきまして、原則車両用のゲート型モニタと、こういったものを使って検査をすることになってございます。これは車両の両側にポールのようなものを立てまして、その間を車で通過していただくと、少しゆっくり通過をしていただくということで、自動的に検査ができるというものになってございます。

この検査で40,000cpmと、これがOIL4の値になりますけれども、これに相当する40,000cpmを超える値が検出されたという場合には、どこの部分が汚染されてるのかという確認をするための車両の確認検査を行うという手順になってございます。2)がその車両の確認検査になりまして、ここにつきましては、人がですね、GMサーベイメータ、この計測器を使いまして、どこの部分が汚染されてるかというのを車両の全面の検査を行うということでございます。

この検査でやっぱり確認をして、40,000cpmを超えるものがあるということになった場合につきましては、今度は乗員の方の検査を行うと。こういったところに入って参ります。この時です、乗務員の方いきなりすべての方ということではございませんで、まずは代表者の方を検査をすると、こういった手順になってございます。

先ほどの右側と言いますか、検査及び除染の考え方、次のページの下の方、2つ目のポツになりますけれども、放射性物質の放出後の行動やその後の避難等にあたって、概ね同じような行動をとった方々であれば、そのうちの1名を代表者とすることは合理的であると考えられることと、こういった考え方を規制庁は示してございます。こちらの方で検査をしまして、代表の方、同様な行動をとった方が十分低いということであれば、汚染の可能性はないだらうというところで、ここで住民の方の検査は終わりということになって参ります。

3)になります。

代表者の指定箇所検査ということで、実際代表者の方の検査どのようにやるかとい

うことを書いてございます。こちらまずは指定箇所検査ということで、放射性物質の付着の可能性が高いというところでは、頭部、顔面、それから手指及び掌、靴底と、こういった箇所についての検査を行うということになってございます。この際は、GMサーベイメータを使ってやって参りますけれども、途中で止めることなくですね、連続的に動かして計測をするということで、6,000 c p mを超えた場合ってというのはこれはO I L 4を超えている可能性があるということで、その下の4)の確認検査というふうなところに移るという形になってございます。

確認検査におきましては、これは全身の検査を行うという形になりますけれども、ゆっくり動かしまして、値が高いようなところがあればそこで止めて、実際に高いところを発見すると。そこが見つかれば、今度は除染をしていくということで8)のところの乗員の拭き取り除染というところに移っていく形になってございます。

5)でございましてけれども、これは代表者の方で40,000 c p mを超えるというような方が確認された場合には、同様の行動をとった方で高い方がいらっしゃるという状況になりますので、ここでは全員の方の検査ということをやって参ります。5)が指定箇所検査で、その箇所で確認がされれば確認検査ということで、代表者の方と同様な検査をやっていくとこういった手順になってございます。

それから先に8)のところになりますけれども、乗員の方で確認結果をやりまして、汚染が確認されたという場合につきましては、簡易的な除染ということ、拭き取りということをやって参ります。先ほどのサーベイメータで確認された箇所を中心にですね、ウェットティッシュ等を使いまして表面の拭き取りをやっていくということにしてございます。また、衣服の方で基準値を超える値が、確認されたという場合については脱衣を行うということで、これは資機材の中でも着替え等用意してございますので、着用しているものを脱衣していただいて、それについては服を替えていただくということにしてございます。

7)に少し戻りますけれども、車両の方、こちらで基準値を超えたものをどうするかというところを書いてございます。車両につきましても同様に汚染が確認された箇所について、ウェットティッシュ等による表面除染と、いうことをまずやることにしてございます。拭き取った後にですね再度、確認検査というのを行いまして、それでも超える値が確認されるという場合につきましては、これは島根県の場合は流水による除染を行うということで、訓練等では、自衛隊さんの方でいただきまして高圧洗浄と

というような形での除染を行っているところがございます。

手順については以上になるんですけども、検査及び除染の考え方の中で、追加でご説明をするところがございます。

一番下のところになりますけれども、車両の指定箇所検査、これはタイヤとワイパー一部のところを確認するような検査になってございます。場所を指定してる理由というところで、同様に考え方が示されておりますので、ご紹介をしてございます。

車両の外側で放射性物質の付着しやすい部位であると。それが確認されているということと、やはり避難と検査、このところで時間があまりかかってもというところで、その迅速性を重視をしてタイヤとワイパー部を指定箇所とするという考え方が示されてございます。

一番下のところにつきましては、県の方で流水除染をするということにしてございますけれども、これはやはり拭き取りだけでは除染がしにくいようなところにつきましても、複数の除染方法を用いることでより確実な除染ができるだろう、ということ考えてございます。

その他の項目2つ目になります。

前半のところでは少し、後程ご説明と言っておりましたけれども、避難退域時検査の実施によって避難時の渋滞これがより悪化するのではないかとということでございます。こちらにつきましては先ほどのとおりでございますが、一斉避難等を考えた場合多数の車両の集中ということで、相当程度の渋滞というものを考えないといけないというふうには思っております。車両が来たときにですね、この検査の部分で詰まって、渋滞がさらになんということになってはいけないというふうにご覧でございますので、一定の想定を置いた上で体制等整えているということでございます。2つ書いてございませうけれども、まずは方面別にしっかり箇所を設置をするということで、境界付近に14か所の設置をするというふうにしてございます。

2つ目でございます。想定車両これ、先ほど一斉避難の場合21時間15分という数字を上げてございましたけれども、そこよりもさらにかからないようにというところで、24時間程度で検査完了はするようにということをして1つ目安としていたしまして、資機材とか人員の確保をしてございます。この際の車両の考え方でございませうけれども、UPZ全域、もちろんこの全域が一斉に対象になるということではないと思っておりますが、仮にということはこの全域の対象車両、これが1度に全域が対象

になった場合ということをお考えしまして、1週間程度という中で移転をしていただければということであるんですけれどもその半数の方が初日に集中をするというような想定を置いてございます。

台数でございますけれども、いろいろ何台で避難することになるのかっていう試算というのはいろいろございますが、概ね今、2人で1台というような考え方をしております。島根県内のUPZにお住まいの方が約38万人ということでございます、これを2人で1台と、試算しますと19万台と。そのうちの半数が初日に集中するというような形で、約95,000台というところをお考えしまして、これを計算する際の前提条件として資機材整備等を考えているということでございます。

具体的に資機材、それから人員の確保でございますけれども、これは島根県原子力防災資機材整備管理計画というもので資機材についての整備は計画しております。

人員につきましては島根県原子力災害業務継続計画によって動員体制を定めて毎年訓練や研修をやっているということでございます。この後段の部分については前回第2回のところで少しご説明させていただきましたけれども、この避難退域時検査に関する体制ということについては、こういったことをやっているということでございます。

5番、6番の説明については以上になります。

○福島企画員 そうしますと項目5、6、避難退域時検査の部分について、県の考えを説明させていただきました。

では、この2項目についてのご意見をまた先ほどと同様に順番に指名をさせていただいて、ご意見伺おうと思っておりますので、まず片桐先生お願いできますでしょうか。

○片桐顧問 ご説明いただいた内容については、避難退域時検査の基本的な対応の考え方をご説明いただいたと思っておりますので、それはそれで、流れとしてはそうかなというふうに思うんですが、例えば、先ほどあったような自主避難をしてしまう人が、避難退域時検査場所を通らないケース。よく、知人宅に早めに避難しちゃって、放出後であってもですね、そういうケースだって当然考えられる。それがどれだけあるかわかりませんが、そういうことも頭にちょっとおいておかなくちゃいけないのかなというふうに思いますし、そのときに、その後の対応はまたいろいろと後手に回るわけですね結果的に。

ですから、どんなことが、対応として求められるのかっていうことは少し考えてお

かなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。数がどのくらいあるかっていうこと自体が全然想定できませんので、あんまり定量的なものを申し上げることはできないんですが、やっぱりいろんなケースが考えられる1つとしては、今申し上げたようなことも、その1つかというふうに考えていただければよろしいんじゃないかなと思います。

それともう1つ、95,000台UPZ全域の一時移転に対応という、そういう想定自体がどうかっていうのもあるんですけど、そのことを前提に体制を組み、計画を整理してますというふうにお話をいただきました。ただ、どこに設置するのかというのは決めてあって、実際にその設置場所に機材がきちんと、置いてあるんだと思うんですけどそこを使えるような環境にしておく必要があります。おそらく長期間にわたって対応をしなくちゃいけないというふうに考えられるので、私は原子力機構にいたときに、指定公共機関の役割としても避難退域時検査の部分の協力というのも必要だろうというふうに思っておりましたし、現状の検査計画に入っていると思うんですが、本当にそういう対応体制が実働として成立しうるものなのか。県庁の方々、あと、出先の方、市町村の方々と協力してやってもらいますよっていうことで。

実際にそれが動くような環境にあるのかどうかっていうことをきちんと確認をしておく必要はあろうかと思います。

実際に指示が出て、対応体制として組みましようといったときに、要員として集まれる時間も考えなくちゃいけないでしょうし、あともしその対応体制の中に、おそらく入ってると思うんですけど、電力事業者の協力も仰ぐ事になってるということがあればですね、その方たちを交えて、ちゃんと1つの形として整備することを日頃から確認しておかなくちゃいけなくて、原子力防災訓練の一環でやるとすると、どうしてもステップを理解をしていただくことの方に重きがおかれて、本当にこれで動けるのかという検証になってないというのが、他の訓練も国の訓練もそうでしょうけど、そんなふうに感じてしまうところがあるので、本当に実際問題として動けるかどうかということを確認をしといていただきたいというお願いも兼ねて申し上げました。

この2つの項目に関しては、私からは以上です。

○福島企画員 ありがとうございます。

続きまして関谷先生お願いいたします。

○関谷顧問 私の方から3点、意見を言わせていただきます。

まず1点目ですが、厳密に言うと退域時検査ではないんですけれども、福島原発事故の時に、先ほどの調査は同じ調査になりますけれどもスクリーニングを行ってる人、要は、放射線の主体の測定を行ってる人は大体6割ぐらいです。なので、きちんと周知をすれば、皆さんやってくれるし、周知をしないと測定をする必要性っていうのを、あまり理解をしてないっていうふうなことになるかと思えます。

ですので、まずは退域時検査っていうふうな形になっていて、車両検査、代表者検査であるっていうふうな、スキームをまず理解をしてもらうっていうふうなことは、非常に重要なんだろうなというふうには思います。それが1点目です。

2点目なんですけれども、JCOの臨界事故のときは、ほぼ全員が東海村の域内の人は、検査をしています。それはなぜかという、被ばくしてないよっていうふうなことを確認をするためにやってるので、必要だからやっているわけではありません。けど、この退域時検査っていうのは、迅速に避難をさせるために行うもので、一人一人を細かく測定するための目的ではないっていうふうなことを理解しないと、多くの人は何で自分のことを検査してくれないんだろうというふうな不安があります。

ですので、きちんと、ここにも書いてある、迅速に早く避難を、避難と検査の迅速性を重視するっていうふうなところですね、ここをきちんと伝えないと、車両検査、代表者検査っていうのはなかなか理解してもらいにくいところなので、ここをきちんと説明する必要があるだろうというふうには思います。

3点目なんですけれども、島根県さん謙虚なのであまり主張されないとと思うんですけど、やっぱり私島根県さんは他の県よりも機材が充実しているというふうな、やはり思っています、私は。ですので、他の県と比べてというのはいいぐらいとは思いますが、やっぱり、今、島根県の準備状況がどういう状況にあるかっていうのは、県民に伝えることっていうのは、意味があるのかなというふうには思います。以上です。

○福島企画員 ありがとうございます。

続きまして野口先生お願いいたします。

○野口顧問 ありがとうございます。

僕放射線の専門家ではないので、放射線の影響に関しては、専門の先生に聞いていただくしかないんですが、いくつかあって、1つはやっぱり片桐委員がおっしゃったすり抜けですね。これコロナと全く同じで、本当に全部きちっとチェックできるのか、意

外と準備の前にそこを抜けてしまう人もいるかもしれないし、そののところ、ちょっと僕、道の関係と、いわゆるスクリーニングの場所との関係は全部把握してるわけじゃないんですけどそこ通らずに行けるんだったら逃げてしまうかもしれないし、特に渋滞が見えているようだ避けるだろうなどは思います。

そうすると何のために、検査やってるかっていうこともちゃんと事前に教えなきゃいけないくて、自分の安全のためだけではなくて、避難先の不安を払拭すると。ひいては、島根県から逃げてきた人達が不当な扱いを受けないために、実は問題ないんだよということを、確認することが大事なんだっていうことをしっかり教えておかないと、自分は大丈夫だと思う人はすり抜ける可能性があるんですね。

それって検査を受けてない人たちが結構島根県から来ているよということになると、そのあとはもう大変なので、そこはかなり徹底していただきたいというのが一つ。

それから、車と人の関係って、もうちょっと場合分けをしとかなきゃいけないかなと思ってて、地方ですと、1人1台車持ってる場合もあってですね。そのときに本当に車置いていくんですかっていうことなんですよね。普通、車は財産だから、2人で2台持ってたなら2台行くだらうと思いません。ていう、そういうことだったり、例えば同じところから同じ車乗ってるというわけでもなくて、1人はずっと遠くから歩いてきて、途中で合流して乗る人もいるかもしれないし、隣近所では一緒に乗っていくと、誰がどういう活動してきたかもわからないまま来ているので、車と中の人間の関係が、時間との関係で原則今の考えでいいと思うんですけど。

ただそうでなかった場合も結構あるということを前提に、どう考えるのかなっていうことはちょっと気をつけておいた方がいいと思いますね。そこは成田とか羽田とかということの、最近オリンピックに向けて、コロナをバブルの中にかに収めるかっていうことを一生懸命やっていますけど、いろいろ問題出てますけどああいうのはやっぱり非常に勉強になると思いますんで、ぜひ参考になさってください。

それからこれはもう皆さんたち考えてらっしゃると思いますけどやっぱり気になるのは除染水ですね。汚染したものをばっと洗い落とした水どうすんのっていう。そのところって、これはもうプロですからそこで落ち度はないと思ってますけど。そこはややもすると、いろんなトラブルを巻き起こす可能性があって、さらにそういうことをきちっと説明しておかないと、風評被害を生むことになります。そういうことを踏まえて、ご検討くださいということです。

少しもうちょっといろんな場合を考えて、綿密な場合分けの想定をされておいたほうが良いような気がしますね。

私からは以上です。

○小村室長 先生方ご意見ありがとうございます。何点かお答えをしたいと思います。

1つはまず事前のすり抜けというところも、含めて周知というところがあったかなと思います。やはり避難退域検査の意味ですとか、そういった位置付けというところを説明する必要があるかなと。

野口顧問からもいただきましたけれども、やはり避難先の方の不安の払拭というところも、やはり受入れしていただくところに対して、しっかり確認してますよという意味合いもございます。そういった意味でも、このところはしっかり周知をして、やっていきたいというふうに考えてございます。

それから最後ございました、除染の際の水というところがございました。やはり除染をした場合に出てくる水の処理っていうところは非常に気を使わないといけないところだと思ってございまして、実際に今検査の中では、自衛隊さんの方、訓練出てきていただいておりますけれども、そちらでやっていただいているのは、水が出ないように堰を作ってですね、必ず使った水は回収をすると、今計画では最終的な処分というところは、事業者の方にやっていただくというような形で、水を使う場合にはしっかりそこは気を使ってというふうに考えてございます。

それからの準備の方が確実にできるようにというところ、片桐先生からいただいております。時間の要素というところも気になるところかと思いますが、ここについてちょっと県の今体制考えてるところをお伝えさせていただきますと、まず体制に県の職員だったりとか、或いは事業者の方から出していただくことにしてございます。この準備をですね、実は施設敷地緊急事態というところから人の動員を始めるということにしてございます。会場14か所の方に向かいまして、全面緊急事態という状態になったときから設営を始めるという形にしてございますので、放射性物質放出後の避難のところまでには、しっかり体制を整えるという考え方で準備の方は考えてございます。

あとは、訓練等でしっかり体制のことはやっていきたいというふうに考えてございます。説明については以上でございます。

○福島企画員 そうしますと、皆様からご意見一度いただきましたけれども、追加で

この避難退域時検査に関しましてですね、ご意見等ありましたらお知らせいただけますでしょうか。

どうでしょう、皆様ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、続きまして、項目7から9までモニタリングのところについて、3項目まとめて、また県の考え、取り組みについてご説明をさせていただきます。

○岩田GL ここからは私原子力安全対策第二グループの岩田から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回ご説明をさせていただきますのは3点ございます。まず1つ目が緊急時におけるモニタリング体制の話。そして次が緊急時の公表方法。そして3点目が、モニタリングポスト自体の自然災害対策についてでございます。

では、順を追って説明をさせていただきます。まず、緊急時における空間放射線量率のモニタリング体制についてはどうなっているのかというところでございます。

まず、測定するためのモニタリングポストの設置状況について説明させていただきます。当県では緊急時に空間放射線量率を測定するために、平常時に測定を行っております、固定局というものを設置しております、これが24か所、そして可搬型のモニタリングポストを53か所、簡易型のポストを80箇所。そして、空間放射線の測定機付きの大気モニタを5箇所ということで、合計162か所設置しております。

なお、これにつきましては、現在、随時更新をしております、令和4年度末には固定局24局は変わりませんが、簡易型のポストを125か所とし、大気モニタも13か所に増やしまして、合計の162箇所は変わりませんが、整備をしていく予定でございます。このモニタリングポストの設置の考え方について、説明をさせていただきますと、これは島根原子力発電所を中心といたします概ね半径30km圏内に5km四方に1か所ずつとなるよう、そして、災害が発生いたしました場合は防護措置等行いますが、行います地域に対して、それぞれ1か所以上となるように、設置するという形で取り組んでおります。これらのモニタリングポストで測定を行って参りますけれども、より詳細な計測が必要となってくる場合がございます。このような場合には、モニタリング機材を積んでおります車両によりまして、走行サーベイを行うことになっております。

また、放射性物質の拡散状況によりましては、UPZ外においても、防護措置を実施するという必要性が出てくる可能性がございますので、その場合には国及び原子力事

業者において走行サーベイを行うという形にしております。そして、このモニタリングポストによる測定体制についてでございますが、これは警戒事態発生以降、施設敷地緊急事態より前の段階では、島根県がモニタリング本部を設置いたしまして、あらかじめ計画を策定しております島根県の緊急時モニタリング計画に基づきまして、測定を行うこととしております。

その後、施設敷地緊急事態に進展した時点からは、国において緊急時モニタリングセンターを設置され、緊急時モニタリング計画に基づくモニタリングが行われることになっております。また、これらの測定結果につきましては、データを伝送いたしまして、一括で集約を行い、環境放射線情報システムによりまして、24時間連続して監視することとしております。

次のページに行ってくださいまして、この緊急時の放射線量率の公表方法はどのようなのかというところについて、説明をさせていただきます。島根原子力発電所を中心とします概ね半径30km圏内につきましては、ここには162箇所のモニタリングポストを設置しております。平常時におきましては、まずこの現場周辺の24か所の固定局に関しまして、こちらで監視を行っておりまして、平常時から、その測定結果を県庁、そして市役所等に設置しております表示装置におきまして公開し、そして、また県のホームページや携帯サイトなどでも公表しているところでございます。そして、これらの測定結果につきましては、原子力規制庁のホームページでも公開しております。

次に、緊急時の公表に関してございますが、緊急時になりますと、162局すべての測定結果につきましては、施設敷地緊急事態に進展する可能性があるかと判断した場合には、県は自然災害による被災状況に併せまして、測定結果をホームページ等で速やかに公表することとし、報道発表を行うこととしております。

また、施設敷地緊急事態以降につきましては、国の方でホームページ等で公表が行われ、報道発表され、県も、またその情報の共有を受け、公表することとしております。なお、今年の3月から原子力規制庁におかれましては、緊急時のモニタリングポストの測定結果についても、平常時から試験的に公表されており、この7月から本格運用されているものでございます。ただ、この運用に当たりましては、この緊急時用のモニタリングポストにつきましては、緊急時にとるべき措置の判断にあたって、国が定めた線量を測定するというを想定したものでございまして、原発監視のための低

線量を測定する仕様ではございません。

そのため、測定結果にばらつき見られるとか、また平常時において測定値の変動要因を詳細に確認することはなかなか難しいということがありまして、その点に留意をする必要がございます。そして次のページに移っていただきまして、こちらではモニタリングポストの災害対策についてはどのようになっているのかというところについて説明させていただきます。

平成30年の北海道、胆振東部地震におきましては、停電によりまして、泊原発敷地外のモニタリングポストが一時的に測定が不能となった事象がございました。このときには、翌日には商用電源が復旧しまして、測定不能の影響は最低限に抑えられましたけれども、このまま停電が長期化し、携帯無線通信等ができなくなった場合には大きな影響が出たというふうに考えられております。こういった事例を踏まえまして、島根県ではモニタリングポストの災害対策を行っているところでございます。

まず耐震化に関しましては、固定局24局についてはすべて実施済みにしておりまして、また簡易型モニタリングポストにつきましては、令和3年度実施中。まず138局のうち、83局が実施済み。そして、令和3年度、今年度中に54局、そして最後の1局につきましても、来年度の令和4年度にはすべて完了するという予定にしております。この他、津波に関しましては、島根半島沿岸部、特に北部に開けているところがございますモニタリングポストにつきましては、その設置地点の海拔によりまして被災することが想定はされるものの、隣接ポストと可搬型ポストの設置等によりまして、測定を行うことが可能でありまして、放射線の放出状況を概ね確認できるというふうに考えております。

そして、水害に対しましては、宍道湖、中海沿岸及び松江、斐川、出雲地域の平野部のモニタリングポストというのは、その設置地点の海拔によりまして、浸水をすることが予想されるものがございます。ですが、これは隣接するポストによりまして、特定が可能でございまして、放射線の放出状況は概ね確認できると考えております。

そして、風害、風の害につきましては、これは電気設備に関する技術基準というのがございます。これにのっとり整理を行っておりまして、指示物ですとか、架渉線ですとか、ボックス類、それぞれが求められる強度というのをクリアにクリアするように整備をしております。そして停電に関しましては、商用電源が停止した場合も、付属のバッテリー等で1週間以上計測が継続できるよう整備しているところでございます。

また、最後までございますが、通信障害につきましては、モニタリングポストごとに、地上系の光ファイバーを中心としました回線と、衛生回線の2系統を準備しております。災害時に地上系が使えないという場合におきましても、衛星回線等を通じまして、伝送して測定データを集約できるようにしているところでございます。

県の考え方、取組に関しては以上でございます。

○福島企画員　そうしますと、項目7から9について県の考えを説明させていただきました。

では、こちらモニタリングの3項目についてのご意見を伺って参りたいと思います。まず片桐先生、よろしくお願いいたします。

○片桐顧問　ありがとうございました。

緊急時の放射線量率モニタリング体制どうなっているのかっていう項目7からちょっと触れたいと思うんですが、防護措置としての避難とか一時移転の判断のために、モニタリング体制としてこういうハードウェアの設置なりデータの強化っていうのは、環境が整ってきているのは事実かと思えます。

それは仕組みとしては、タイムリーに国の判断ができるような形を作ってきていることだと思うんですが、基本的には放射線のレベルだけが着目されているように感じています。しかし、実は一般の方は、それはそれでももちろん大事なんで放射線の影響はない方がいい、だけど、放射性物質が放出され、自分の身の回りに放射性物質があるということを気にされるのではと思います。ということも裏返しに考えれば、放射性物質の濃度をどうきちんと押さえて、それをどういうふうに情報としてわかりやすく理解をしていただけるように説明していくのかというのが、先ほどの関谷先生からもありましたけど重要であると考えます。私は放射性物質の濃度の測定について過去のいろんなトラブル対応を現場でやってきて、住民は予想以上に不安になっているので、本当は必要ないと思っけていても測って情報を提供してくってということが重要であると感じています。全体としてうまくできてますとご説明いただいたのですが、いやそうじゃなくて、もう少し放射性物質の濃度も測定をして、それは国としては優先順位は低いところに実施方針で示されていたとしても、実施計画を作るときに、県が地元の方の意識になって不安をどう解消できるかっていうことを考えて、実施計画に、きちんと、できる範囲に限られてると思うんですけど、そういうものを盛り込んでいくってということも必要であると思えます。また、データが理解されるように、線量率の

データもそうですけど、数値を見て理解しろっていうことの方が無理だと思うんですよ。だからそれも解釈をちゃんとしてあげて、それだったら大丈夫なのかなという、ここもまた信頼関係だと思うんですけど、そういう状況を作っていくっていうのは、誰がどういう形で責任持ってやるのか、やっぱり私は先ほどもちょっと言いましたけど、自治体の役割の部分であろうかなと思います。県からも当然広報対応やってくということと思うんで、その中でぜひきちんとそういう求められる役割が果たせるようにして行っていただきたいなというふうに思っております。

モニタリングに関してはやっぱり、相当低いレベルからでも、気にする方がいるっていう前提に立って全体を形を作ってくっていうことだけきちんとしていただければいかなというふうに思いますんで、ちょっとだけ強調させていただきました。

もう1つ、最後の9番の項目も、ハードウェアがいろんな多重化して、通信が途切れなないようにしていると、それはそれでお金かけてやってくことで、大事だと思うのですが、ただ、現実には福島の際に、固定局で生きていたのは、原子力環境センターの1局だけだったんですね。で、もし似たような環境になったらどうするかって言ったら、当然線量率のデータを測るわけなので、ハードウェアだけ整ったから良くて事ではなくて、実際に複数箇所がどうしても欠測になってモニタリング対応上、そこに相当集中して線量率を測らなくちゃいけないような状況が生まれるのであれば、それがきちんと具体化できるように、これは線量率の測定で、防護措置の判断に生かしてくんで、国が統括するEMCの役割として当然あるんですけど、ハードウェアだけじゃなくて人海戦術含めて、全体として作っていくことを頭にちょっと置いておく事が大事かなというふうに感じました。

以上です。

○福島企画員 片桐先生ありがとうございました。

続きまして関谷先生お願いできますでしょうか。

○関谷顧問 3点ありますが、2点は、片桐先生、全く同意しまして1点目は、私一番最初の項目で言ったとおりで、やっぱり情報伝えるに関して、住民が不安になってるので、きちんと説明するのが重要であると、片桐先生のおっしゃってるとおりかと思えます。

2点目なんですけれども、これも9番目の停電通信障害対策なんですけれども、これも十分にやったからできるものではないと、片桐先生のおっしゃっているそのもの

だと僕も思います。ちょっと補足というか、文章上で補足したほうがいいかなというふうに思いますのは、2007年の柏崎刈羽原子力発電所がトラブルを起こした新潟県中越沖地震の時も確か1局が、モニタリングデータが得られない状況になっています。

それは確か断線だったような気がします。2011年の福島第一の時は、ほとんどデータが取れなかったのは、停電もありますけれども、津波の流出と、あともう1点はNTTの富岡局からの通信が得られなかったっていうふうなことなので、地上系と衛星系2種類があるので大丈夫っていうふうなことなんで、多重化っていうところで、バックアップは取れているっていうふうなことなんだろうと思いますし、可搬型もあるので、いざとなったら測りに行くことができるってことなんだろうと思いますけれども、十分にやっておくのに超したことはないっていうふうに思いますので、これはできる限りのことは現在やってるとは思いますけど、粛々とやっていくっていうふうなことなんだろうというふうに思います。

3点目なんですけれども、8番目です。ちょっと気になった表現がありまして、ここ報道発表公表って書いてありますが、施設敷地緊急事態や、それ以降の状況っていうのは、原子力災害にもなっている状況だというふうに思います。

ということは、災害対策基本法というか、原子力災害対策特別措置法上の情報伝達だと思いますので、報道発表っていうことだけではなくって、放送局とかが指定公共機関として伝える義務があるんだと思うんですよね。県としてはもちろん公表するっていうのもそうなんですけれども、県の計画としてあるべきなのは、放送局、指定公共機関等を通じて伝える義務があるっていうふうなことなんだろうと思いますので、単に平時の報道発表公表っていうことだけではなくって、災害対策として伝える義務があるんだっていうふうなことを、ちょっと留意いただいた方がいいのかなというふうに思います。

通常のだと炉規法で監視で、それを公表するってことだと思うんですけれども、災害対策だとやっぱり原子力災害対策特別措置法に基づいて、指定公共機関として伝えるということだと思いますので、ちょっと意味合いが違うかなというふうに思いました。以上です。

○福島企画員 ありがとうございます。

そうしますと、野口先生お願いできますでしょうか。

○野口顧問 どうもありがとうございました。

モニタリングを活用した防災が非常に有効な場合と、必ずしもそうでない場合があるということも県としては整理しておいていただきたいんですけど。

モニタリングってのは今の数値を表しますので、これまでどうだったか、今はどうだったかということは明確な数字で出てくるんですね。でもおそらく住民の人たちとか、恐らく防災関係者もそうだけど、本当に知りたいのはこれから1時間後、2時間後にどうなるかっていうことなんですよ。

これは、当然今のモニタリングの値だけでは、わからなくて当然それにいろんな技術を使えて類推していくわけなんですけど。だからモニタリングの数値の持つ意味っていうのを何に使えて、何にはまだなかなか難しいかということ整理しておかないと、いわゆるモニタリングで高くなって危ないですといった段階ではもう遅いっていうことっていっぱいあるんですよ。だからそこら辺がモニタリングを使った防災の意味っていうのをちゃんと整理しておくことが大事だと思いますというのが1点目。

それから2点目、片桐顧問も関谷顧問もおっしゃってたんですけど、報知の仕方として若干気になるのは、ホームページで出してますって言うけど、ホームページって誰が見ると思いますって話があって、これもコロナになっちゃうんですけど、コロナ禍の予約の時にその高齢者の人たちとか技術弱者の人たちが、要するにウェブを使った予約ということでどんなに苦労していたかっていうことを考えたときに、ホームページにあるから見れるぞっていうのは、若干乱暴かなという気がしますね。

あと10年か15年かしたら当たり前になるかもしれないけど今の段階で何かあったらホームページに書いてあるからということちょっと難しいし、やっぱりみんなの人たちがわかりやすいように数字じゃなくて、赤とか青とか黄色とか、色で状況を示すとかいろんな工夫は必要なんでしょうね。

当然モニタリングポストの位置付けなんかは、島根県はいろんな研究機関等協力して、位置の研究なんかもなさってるというふうに聞いているんですけど、ただリスクの観点で考えると、放射性物質って一部に滞留したりするんですよ。ただ平均じゃなくて一部にすぐたまったりするので、そういうのをどうやって補填するかとか、それは個別にこういういろいろ移動式か何かでやるのかもしれないんですけど、なんか今の体制で、非常によくできることと、実は把握できないこと、言えることと言えないことっていう整理は、やっぱりされておいたほうがいいと思いますね。

僕は今の島根県のモニタリング状況というのは別に他の県に比べて劣ってるわけではなくて、一生懸命やってらっしゃると思うんですけど。だからモニタリング行政で、できることとできないことがあるというそもそも論を申し上げてるつもりです。

あと関谷先生がおっしゃってるとおりですね、モニタリングポスト単独じゃなくて通信も含めたセット論で機能するかどうかという議論はすごく大事なんですけど、例えばモニタリングポストが地震で駄目になるとか、通信が遮断されるっていうことは、おそらく住民自体のいろんな情報の受発信機能もほとんど駄目になってるはずなんですよね。

だからそこら辺も防災というのはバランスがすごく大事で、どの機能をどのレベルまで保持するかっていうのは、防災に必要な仕組みのセット論の中でバランスで考えていかないと、一部だけすごく、一部だけすごく強くしても使いようはあるんですけど、そのやっぱりお金の使い方も踏まえて、やっぱり全体のバランスって何がどういう割合で実際に使われるのか、機能するのかっていう中でモニタリングの位置付けを考えていただくといいと思います。私から以上です。

○岩田GL ありがとうございます。

先ほど関谷先生からありました報道発表の話につきまして、私の方から補足をさせていただきます。説明が不足しておりまして、申し訳ございませんでした。まず、緊急時における報道のあり方につきましては、施設敷地緊急事態に進展する可能性があるときに、県が発表する場合におきましては、報道機関等への放送要請も行っていくというふうに考えておりまして、この中でまず、情報提供を速やかに行っていただくこととしております。

また、施設敷地緊急事態以降につきましては、国の方で発表されますけども、ここでも記者会見等を行われるという形で整理されておりますので、そういった形で報道機関、指定公共機関である報道機関を通じまして、住民の皆様に速やかに、そして情報を提供させていただくという体制がとれるというところにつきまして、補足をさせていただきます。

それから先ほどいただきましたご意見に対しまして、お答えをさせていただくところといたしましては、まず、1つハードの整備につきましては、おっしゃっていただきましたそのとおりでございまして、まずここで満足するということではございませんで、しっかりとこのハード整備っていうところ、そして通信も含めた形で、それがし

っかりと機能するということについて、常に今後も留意をしていって取り組んでいくことが必要であります。

そして今度は、それがなかなか難しくなった場合においては、具体的に現実問題として、人海戦術等、モニタリング、可搬型を設置ですとか、走行サーベイとか、そういったところでしっかり対応していけるように、我々が想定をしていかなきゃいけないということについては、そのとおりだと思います。

そしてもう1つは伝え方の話でございまして、ここは大きく分けて2点、ご指摘いただいたと思っております。

まず、内容といたしましては、我々、空間放射線というところで今着目しておりましたけれども、大気モニタも設置をしておりますが、濃度の測定ということで、やはりこれが地元の方々への不安を払拭するということでは重要という話でございましたので、そういったところについては、今後の大気モニタの整備等考えながらですね、できるだけそういった濃度測定ができるように努めて参りたいというふうに考えております。

そして、伝え方につきましては、野口先生からいただきましたように、色で示す工夫ですとか、わかりやすい形での情報伝達のあり方ということにつきましては、我々としても、しっかり考えていかなければいけないと思いますので、これにつきましては、今後の課題として、また相談させていただければと思います。以上でございます。

○福島企画員 そうしますと、モニタリング関係につきましても皆様から一通りご意見をいただきました。追加でご意見等ございましたらお知らせいただけますでしょうか。

片桐先生お願いいたします。

○片桐顧問 2つあって、1つは情報がこういった形で国が公開するということが、リアルタイムの情報が公開されていくこと自体は、それはそれで理解できるんですが、逆に言うと、当然放射性物質の濃度の変化、倍拡散の変化をリアルタイムで見る人は見るようになるわけですね。

そうすると、一喜一憂する、不安を抱く方も出てくるかなと思うんで、その辺の状況を、データは公開してもいいと思うんですけど、逆に言うとそのデータがどういうふうな背景で今こうなって、それは皆さんにとっては、先ほどの屋内退避ではないですけど、留まっていたことが非常に重要なんだとセットにしてですね、伝えてい

くってということがやっぱり不可欠なのかなというふうに思います。

要は、情報が公開されること自体は望ましい姿ではあると思うんですけど、それに伴って出てくるいろんな附属の部分っていうかですね、そういうものに対してめちゃんと心積もりを持っていないと、混乱の要因になりうると思うんで、その辺はちょっと配慮をしていただいたほうがいいかなと。ちょっとまとめると、そんなことかなと思います。

それともう1点はですね、モニタリングは基本的には今実測できるデータから防護措置を判断する、いうことになってますから。O I Lの1とかO I Lの2って一時移転や避難を判断する時には、基本的には大気中放出が、停止して地上に沈着した放射線のレベルがどの状況にあるのかということで、モニタリングのデータが活かされてくってというふうに国も説明してるわけですね。私はちょっと気になるのは放射性物質の濃度と同じなんですけど、基準があると、基準をクリアしてるからオーケーだっという思う人と、いや、クリアしてなくて、例えばO I L 2の20より下回ってる、例えば19や18でもいいんですけど、そういうレベルを気にされる人たちに対しては、あまり、意識されていないのではと思います。これも結果的には自主避難等に繋がっていくものですから、トータルで災害対応を考えるという時には、そういう状況めちゃんと頭に描いて、それに対しても、無用な不安を抱かないように、仮に不安を抱いたとしても、それがある程度理解をしていただけるような形で、広報してくっていうこともセットで、そんなふうなとらえ方をした方がよろしいんじゃないかなというのを感じましたので、あえて申し上げさせていただきました。

○小村室長 片桐先生ありがとうございます。

まずモニタリングポスト、それから放射性物質の濃度の公表というところで、おそらく大気モニタのイメージをいただいているのかなというふうに理解をいたしました。

やはり先生方、皆さんからいただいておりますけれども、やはり数字だけではなくてその解釈、どういうところなのかっていうことは、住民の方にわかるように、伝えないといけないなと。まさにセットということだというふうに思います。値自体はですね、今のホームページの方でリアルタイムで出すようなことを国の方でもやるということになっておりますけれども、やっぱりそういった時の伝え方っていうのはしっかり考える必要があると思いますので、国の方にもそのあたりは今後もですね、伝えた上で、訓練等も通じてやっていきたいというふうに考えてございます。

ご意見ありがとうございます。

○福島企画員 野口先生お願いいたします。

○野口顧問 この件に関して、もう最後ですけど、おそらく県民の方の視点で見ると、絶対値より、いわゆる変化に敏感な方もいらっしゃるはずなんですね。増加してきたぞっていう増加傾向を見た瞬間に、その値自体は結構基準値より低くても、逃げた方がいいと考えられる人も結構いらっしゃると思ってて、基準値でどうこうと考えるのはその専門家はそう言うけど、普通の人たちは傾向見て、このまま、例えば直前脱出をするかどうか知りませんが、普段と違って、上がってきたぞっていうだけで、やっぱり対応考える人たちもいると思います。

そういうことに対して、どういう情報を出していくのか、どういう対応をとるのか、それを行政としてはどうとらえてるのかっていうことを踏まえて考えていかないと、どうしても専門家はある値ということに着目するけど、僕はむしろ変化ということに、県民の方が敏感なんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

○小村室長 ご意見ありがとうございます。

1つは発電所の状況といったところもですねモニタリングの値だけではなくてそういった情報も必要なんだろうなということも思っています。そういったものもお伝えするということと、やはり視点としまして、野口先生いただきましたその変化というところに、住民の方注目されるんじゃないかと、そういったところも心してですね、いろいろなところ、情報の伝え方であったりとか、いろんなところを考えていきたいというふうに思います。

ご意見大変ありがとうございます。

○福島企画員 片桐先生と野口先生からご意見追加でいただきましたが、関谷先生は、ありますでしょうか。

○関谷顧問 私気になったのは報道発表っていうふうにあったので、その記者会見とかそういうので、いろんな機会を通じて報道を發表されるっていうのはもちろん当然そのとおりだとは思いますが、どちらかって指定公共機関で重視しているのは、放送ってことになります。

住民にいち早く伝えるというふうな意味で、今はネットとかもありますけれども、もともと災害対策基本法の意味っていうのは新聞ではなくって、放送でいち早く住民に状況を伝えるっていうふうな意味で、指定公共機関を使って、気象警報とか、避難指

示とか、そういうふうな状況を伝えるっていうふうなのが、災害対策基本法の意味するところですので、なんで、あえてちょっと報道発表が大事なんじゃないかって、住民に伝えるっていうふうなところが重要なんだっていうふうな意味で言わせていただきました。

意味するところは一緒だと思いますので、文言だけの気になったところでございます。以上です。

○小村室長 関谷先生ありがとうございます。

確かにちょっと言葉のところ、そこまで意識がいつてなかったところがあったかと思えます。実際放送というところで、いろんな災害の時、やっぱり一番強力なツール、伝達をするというところではだと思えますのでこういったことは意識してやっていきたいと思えます。

ありがとうございました。

○関谷顧問 特に福島第一原子力発電所の事故の時は避難をするので、地元の防災行政無線とか、様々の地元の情報伝達ツールっていうのが使えず、ほとんどの人が放送に頼るっていうのが実際のところになります。

ですので、原子力災害だからこそ、放送というのが多分10、指定公共機関として、中央施工教育機関としての放送っていうのが重要になってくるんだろうと思えますので、ちょっとご留意いただければというふうな意味で、意見を言わせていただきました。

○福島企画員 ありがとうございました。

その他、このモニタリングの項目について、追加でご意見ございますでしょうか。

そうしますと、議題については、これで終了させていただきます。質疑の方を対応ありがとうございました。

そうしますと、予定していた時間よりも大分スムーズな進行にご協力いただき、今日は時間が余っておりますので、本日、資料でお示しした項目全般振り返ってですけども、本で行いました項目1から9のところまでで、すべて全般を通してですね時間の関係とかその時思いつかなかったけれども、今こういった意見があるということをございましたら、皆様からまたご意見を頂戴いたしたいと思えますが、ご意見のある顧問の先生いらっしゃいますでしょうか。

野口先生お願いいたします。

○野口顧問 いろいろやりとりをしながら情報聞きながら、頑張ってもらってるなど思うんですけど、やっぱり防災には行政全体の総合力が必要になるんですね。

それは国縣市町村ということはあるけど県庁自体もすごくそうで、例えば今日話したような原子力防災の知識というのが、原子力防災関係の部署だけが知っていればうまくいくというわけではなくて、やっぱり県庁全体で共通のものとして県民を守るために知らなきゃいけないことってたくさんあると思います。

そういう意味では、今後複合災害に限らずですよ、原子力災害に対して県庁の総合力でうまくやっていくためには、やっぱり他の関係機関の方にもこういう考え方をご理解いただくということも大事だし、やっぱり県庁自体が一体感を持って、仲良くしておいていただくということがすごく大事だと思います。

昨日のように集中豪雨等が起きたときに、そこはやっぱり自然災害の方が頑張ってもらってるのときに原子力防災としては、頼まれなくても何ができるかっていうことで、やってもらってると思うけど、そのやっぱり関係を築いておくということ自体が、逆に原子力災害の時に多くの関係が得られるポイントだと思うので。島根県は仲良さそうだから大丈夫だと思うけど、そこはくれぐれもよろしく願いしときます。私からは今日は以上です。

○福島企画員 片桐先生お願いいたします。

○片桐顧問 説明いただいた内容とはちょっと違うんですけど、関連するんでちょっとお話をさせていただきたいと思います。

今、野口先生からもありましたけど、仲良くするってことっていうことは、要はきちんと島根県として原子力災害対応環境を、本務というような言い方をするとおかしいかもしれないけれど1つの柱として作っていくことだと思います。そのためにはちゃんと機能しないといけないので、そういう意味では教育も必要でしょうし、あと訓練も、正直元年度の訓練も、国の訓練として見させていただきましたが、実態としてはやっぱり訓練のための訓練にやっぱりなっているのが正直なところかなと思うので見直しも必要だと思います。

最初の項目でいろんなことを、平素からブレインストーミングしておいた方がいいですねって話させていただいたのは、やっぱり危機対応として、考えも及ばないことが実際に起こりうる。それにいかに対応できるかって言ったら、実際に対応できるかどうかはわからないまでもですね、その、平素の準備として何らかのことが起こった

らどうするのかというような頭の体操をしておくことが非常に大事ということです。

訓練も、色々な形があろうと思うんですけど、住民対応の流れを見ていただく訓練というのはそれで大事だと思うんですけど、実際の対応能力を確認する訓練も必要と思います。要員としてアサインされている方にはそれなりの責任を持ってやってもらうから、県としても対応の環境をこうやって作ってくんだっていう、トータルの危機対応環境を構築していただきたいなというふうに思いました。以上です。

○福島企画員 ほかにありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○小村室長 野口先生、片桐先生からいただきました。

まとめてはどうかと思うんですが、やはり総合的な防災力というところで、原子力防災だけではなくって、自然災害、一般防災のところ、もっと広げれば県庁全体というようなところでの体制をどう取っていくか、連携を取っていくかというところだったかなというふうに思っています。

1つ、昨日の大雨の関係でもですね、私のちょっと被災してる市の方へ派遣があったりというようなところの、連携というのは1つはさせていただきます。

やはり一般防災のところもですね、自然災害もやっぱり関わりがいろいろございまして、原子力防災の知識理解いただくというところもございまして、私たちがその一般防災のところの知識っていうのは、必要だというふうに思っています。

普段から連携をとってですね、しっかりやっていきたいというふうに思っています。ご意見大変ありがとうございました。

○福島企画員 その他追加でご意見、全般通してさせていただきますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これで追加意見の照会を終了させていただきます。ありがとうございました。

そうしますと、これにて本日の小会議の全ての議題、終了いたしました。本日議論した意見の中で追加のご意見等をまた会議終了後にですね、お気づきの点があれば、次回の小会議の際ですとか、またメール等でですね、県の私福島の方までご連絡いただければと思っております。

また、本日なんですけれども、説明の中にですね、島根県避難ルートマップの紹介ですとか、ああいたところについてもあわせて後程私の方からURLのご案内等もさせ

ていただきますので、ご覧いただけたらと思っております。

そうしますと、閉会にあたりまして、防災部出雲の方よりご挨拶申し上げます。

○出雲次長 本日顧問の先生方におかれましては、長時間にわたり大変有意義なご意見をいただきありがとうございました。

先ほどもお話ありましたが、現在県災害対策本部をはじめ、警戒体制を維持しておる状況でございます。

当然、防災部一体となって現在も対応しております。先ほどもありましたが、小村とか他の管理職等々担当もですね、各市へリエゾンとして出たりですね、現在対応しているところではありますが、現在こうしてですね、先ほどもお話ししたとおり、人災までいってないということで、何とか総合力で何とか現状対応できてるかなというふうには思っております。

引き続きですね、防災については先ほどもお話ししたとおり、繰り返しになりますが、総合力ということも、考えておりますので、しっかり対応していきたいと思えます。

それから次回の開催日程につきましては、別途調整させていただきたいと存じております。顧問の先生におかれましては、引き続き、本県の原子力行政のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます、本日の会議を終わらせていただきたいと思います。

本日は大変どうもありがとうございました。

○福島企画員 以上をもちまして、第3回避難対策小会議を終了いたします。

皆様ありがとうございました。